

## 1 2 国際交流

### (1) 大学

#### [現状の説明]

国際化社会の到来に伴い、海外の研究者との学術交流、異文化理解のための学生交流を活性化させるべく、山形大学においても研究・教育両面で、国際交流を推進してきた。平成8年度に行った自己点検・評価報告書『魅力ある大学をめざして－開かれた大学としての連携・国際交流－』では、①海外からの研究者招致、②外国人留学生の受入れ、③外国人留学生の教育指導体制、④国際交流協定の締結大学との交流、⑤国際交流会館、⑥外国人留学生に対する全学支援体制、⑦外国人留学生交流事業という諸観点から見直しを図った。

さらに、前述の報告書に付き、それ以降の検討状況等を精査し、平成10年に『「自己点検報告書－魅力ある大学をめざして－」に関する諸課題等の検討状況等報告書』を作成し、全学を上げ国際交流推進に取り組んでいるところである。

ここではそれらを踏まえ、国際交流委員会が取りまとめた報告書「国際交流推進のための取組方策」をも念頭に置きながら、以下、(1) 大学間交流協定の推進、(2) 学術交流の推進、(3) 学生交流の推進及び(4) 国際交流のための資金確保の4項目にまとめて概説する。

(1) 交流協定については、現在まで締結しているのは海外の16大学である。内訳は、中華人民共和国が11校（教育学部1・医学部5・工学部5）、アメリカ合衆国2校（工学部2）、大韓民国2校（理学部2）、ルーマニア1校（教育学部1）である。

(2) 学術交流については、文部科学省・日本学術振興会等の事業による申請件数で見ると、このところほぼ一桁の数で推移している。また、国際共同研究は、例えば、平成8年度の47件が平成10年度には28件となり、減少傾向にある。

(3) 学生交流については、海外からの留学生数は近年120名から140名程度であり、うち国費留学生はほぼ30名である。平成12年度における留学生数は134名であり、出身地域はアジア地域が129名と、そのほとんどを占め、他は欧州地域2名、南米地域2名、アフリカ地域1名である。

授業料不徴収による短期留学推進制度活用による受入れは、交流協定締結大学から年間10～13名程度を数えるが、本学から海外への派遣は少なく、平成8年度以降の3年間で5名にとどまる。私費外国人留学生奨学助成として各種奨学金・授業料免除等の制度を活用した留学生は、平成12年度で延べ約130名程度である。

一方、本学学生の海外の大学への留学や研修は、特段の支援体制はないも

- の、夏期休暇等を利用して、例年20～30名程度が語学研修に参加している。
- (4) 国際交流のための資金として、本学には「小嶋国際学術交流基金」がある。ただし、最近の低い金利水準により、果実による対応が困難な状況にある。一部の部局では県・市からの補助を仰ぎ委任経理金を活用している。

[点検・評価] [長所と問題点]

- (1) 交流協定の締結については、工学部・医学部等活発な学部がある一方、締結校を持たない学部もあり、取組みに差異がある。また、協定を結んでいる相手大学はほとんどがアジア地域であり、とりわけ中華人民共和国が11大学と、その7割以上を占め、強い偏りが見られる。発展途上の地域への貢献という面では評価できるものの、様々な地域との異文化間交流を図るべき国際交流であってみれば、より広い地域の大学との協定を結ぶことが望まれる。
- 協定締結大学との交流実績も、短期留学制度を活用し、交換留学の実施や留学生・研究者の受入れ、研究者相互訪問などを行っている部局がある一方、近年交流実績がほとんどない協定締結校もある。
- (2) 学術交流は、総じて活発とは言えない状況にある。大きな原因として、資金の保証がなされていないこと、研究者の受入れ体制が整っていないことなどが挙げられる。特に施設の面では、山形市・米沢市に設置された「国際交流会館」が一定の機能を果たしているものの、留学生の入居希望者が多く、恒常的に居室は不足の状態にある。鶴岡市にはその施設はなく、基本的条件が未整備である。
- (3) 学生交流を深めることは、本学の教育・研究を国際的に開かれたものにし、とりわけ学生が直接に様々な国の文化を学ぶことは、世界各国との相互理解を深める上で意義深いものがある。また、開発途上国からの留学生受入れは人材養成協力の観点からも、一層推進すべきである。その留学生に対する指導や施設等については、本学なりに充実等を図ってきてはいる。ただし、なお、その受入れ体制が十分とは言えない状況にある。
- (4) 「小嶋国際学術交流基金」の運用が困難な状況にあることを踏まえて、平成2年及び平成4年に国際交流委員会で基金設置の具体的な検討を行った。その結果、必要性は認められたものの、学内合意の形成には至らず、いまだ資金的な保証を確保できていない。それによって、幾つかの外国の大学からの全学レベルでの交流協定締結の申し出があったものの、協定を結ぶことが不可能となっている。

[将来の改善・改革に向けた方策]

- (1) 研究にせよ教育にせよ、多様な文化・価値観との交流のため、まず必要なのは、ヨーロッパ地域・北米地域などを含め、締結校の拡大を図ることである。

る。また、その交流の在り方も、一方的なものではなく、相互交流が望ましい。したがって、共同研究の実績も考慮しつつ、互恵的関係を持つことが可能な同程度のレベルの大学との交流を積極的に推進することが必要となる。

さらに重要なのは、部局レベルではなく、全学レベルでの交流協定締結を結ぶことであり、そのための検討が早急になされなければならない。その際、必要となるのは、現在の交流実績を点検・評価し、全学レベルでの協定締結が相互の教育研究にとって有効となるか否かを具体的に検討すること、地域社会との連携も念頭に置き、山形県・山形市等の姉妹都市にある大学との交流の可能性を検討することである。

もちろん、アジア近隣諸国との交流は更に推進する必要がある、研究者等が参加する国際シンポジウムやセミナー、在外研究員制度による派遣教官を通じて、広く交流協定（単位互換を含む）について検討していくことが望ましい。そのためには前提として資金が保証されなければならない。

- (2) 学術交流を活発にさせるために、何より必要なのは、後の(4)でも述べるとおり、資金的な基盤を確保することである。その絶対額が確保されることが困難な状況においても、交流締結校との学術交流を中心とするなど重点的な活用を検討することが必要である。一方で、宿舍の整備は不可欠で、受入数の推移を見ながら、国際交流会館の増築、特に、鶴岡地区への設置がなされなければならない。

次に、本学研究者の研究成果の紹介等、インターネットを通じて体系的に発信するシステムの整備等、情報の組織的な整備が必要となる。なお、文部科学省在外研究員制度を積極的に活用することも忘れてはならない。その際、若手研究員の大学派遣枠廃止と審査制導入の手続き変更が今後長期・短期の研究員にも適用される可能性を踏まえ、現在の選考手順の見直しを含め、在外研究員の推薦における、これまでとは異なる厳格な審査を検討する必要がある。

- (3) 学生交流の推進の方策として、基本的に体制を整えるため、留学生センターの存在を念頭に置いた対応が必要となるだろう。すなわち、文部科学省の基準によれば、外国人留学生数が200名を超える場合、日本語教育・外国人留学生相談を行うセンターが設置されることとなっており、当該センターが留学生受入れ体制を格段に充実させる可能性を持つからである。分散キャンパスにおけるセンターの在り方等を含め、センター設置についての検討が十分になされる必要がある。そうした大局的な対処の一方で、より細やか対策も継続的になされることが必要で、具体的には、以下のような取組みの検討が望まれる。

ア. 学位取得を目指す留学生向けの「英語による授業コース」、欧米の学部レベルの大学に在籍する短期留学希望者を対象とした「短期留学プロ

グラム」の用意等、幅広い教員の協力を得て、外国人留学生側の視点に立った特別カリキュラムを設定し、留学生を募集すること。

イ. 留学生数拡大に向け、アジア太平洋大学交流機構（UMAP）への参加や、諸外国に出向き本学を紹介する「日本留学フェア」に参加すること。

ウ. 外国人学生のための進学説明会（毎年東京・大阪で開催）に全学として参加すること。

エ. 留学生数拡大に向け、新たな国際交流推進のための資金を活用するほか、山形県学生交流推進協議会などを通じて、引き続き各種奨学金の助成等の確保に努めること。

オ. 留学生拡大のほか、夏期休業を利用しての本学への短期留学のニーズに対応するため、学生寮等の改修・利用規程等の見直しを検討すること。

カ. 交流協定締結大学との交流の一環として語学研修を含めた新しいプログラムを企画し、積極的に本学学生を海外に派遣する方策を考えること。その際、渡航費の問題も併せ検討すること。

キ. 本学学生が国際研究集会等で研究成果の発表をする場合は、渡航費の一部を補助する制度を検討すること。

ク. 学生交流を一層推進するため、留学に関する情報の拡大を目指すこと。具体的には情報コーナー等相談窓口の充実を図ること。

以上のような検討を積極的・継続的に行い、抜本的対策を模索する一方で、日々充実を図ることが必要となる。

(4) 国際交流のための資金として本学が有する「小嶋国際学術交流基金」は、既述のとおり、運用は極めて困難な状況に置かれ続けている。因みに、現在国立大学に基金が設置されているのは、アンケート調査によれば、58大学、64%余りに及ぶという。本学において今必要なのは、できる限り速やかにその資金的基盤を確立させることである。そのためには、以下のような基本構想により、その実現に努めることが望まれる。

ア. 資金確保に当たっては、本学教職員の「自助努力」を基本としつつ、学外にも支援を働きかけるものとする。具体的には、本学教職員に対して無理のない範囲で寄付を働きかけるとともに、企業、新入生の保護者、各学部の同窓会及び地方自治体にも同様の働きかけを行うものとする。なお、別途、山形大学創立50周年記念事業会に対し、創立50周年記念事業の剰余金を本資金へ組み入れることを要請する。

イ. 資金確保の方式は、現在の超低金利状況を勘案し、いわゆる「基金」方式ではなく、毎年度相当額を広く募ることを前提とした「使い切り」方式とする。

ウ. 資金の規模は、教職員の負担の能力や事業の規模・内容、学外の諸状

況等を踏まえて検討することが必要だが、当面、おおむね年間700万円から1,000万円程度を想定することが適当であると考えられる。

エ. 資金の活用にあたっては、学内の資金需要には、国際交流の推進にかかわるもの以外にも教育研究環境の整備や地域社会との交流等もあることを考慮し国際交流を推進するための事業に対する支援を基本としつつも、幅広い支援をも視野に入れて行うことが必要である。

なお、資金による支援対象事業は、全学的事業を基本とし、従前からの学部単位の事業は対象外として取り扱うのが適当である。ただし、学部内に国際交流に関する資金がないために、学部間交流等を進めることができないような場合には、全学的見地からその必要性が認められれば、本資金から支援することもあり得るものとする。

オ. 国立大学では、大学自らが募金活動を主体的に行うことは制度上できないため、本資金を確保するための具体的な取組みにあたっては、その趣旨に賛同いただける学外者に対し、本資金にかかわる募金及びその活用を行う任意団体を設立することを要請することが必要である。

他方、学内においても、上記の学外任意団体と密接に連携して、資金の確保及びその有効な活用を図ることを任務とする組織の設置を検討する必要がある。

なお、平成12年12月に開催された山形大学運営諮問会議において、学長からも上記の案件が報告・説明され、速やかな実現を目指すべきことが確認された。